

## 通知事項変更通知について

みなし通知電気工事業者の方は、下記の通知事項に変更があったとき、遅滞なく電気工事業に係る変更通知書の提出が必要です。

### 記

#### 1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 法人の代表者
- (4) 営業所の名称及び所在地並びに新設
- (5) 建設業許可の更新等

#### 2 提出書類

- (1) 電気工事業に係る変更通知書（様式第22）
- (2) 住民票等又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）
  - ①通知者が個人の場合（1（1）または（2）に変更があった場合）

住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類または建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し
  - ②通知者が法人の場合（1（1）、（2）、（3）または（4）に変更があった場合）

法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）または建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し
- (3) 誓約書
  - 1（3）に変更があった場合  
法人の代表者の氏名は自署になります。
- (4) 建設業許可証の写し
  - 1（6）に変更があった場

### 3 通知先等

- (1) 通知先 千葉県電気工事工業組合（本部）  
〒260-0005  
千葉市中央区道場南1丁目9番15号  
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087  
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 通知方法 通知書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。  
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。  
郵送する場合、郵送する前にFAXで通知書類一式を組合本部へ  
送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。  
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを電話連絡  
してください。